平成２３年（フ）第１７０６号
東京都杉並区宮前２丁目２―12―812、開始決定時の住所東京都杉並区高井戸東３丁目３―15―206
破産者　長沢　　茂
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３９３号
東京都江戸川区西小岩１丁目４番10号
破産者　千代田工機株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１５０号
埼玉県草加市瀬崎町1314―14　プラザドゥコンパーノ206、住民票上の住所埼玉県八潮市大字大原526―１北関東通商株式会社
破産者　小寺　隆文
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１７７号
東京都杉並区下井草１丁目26―２
破産者　堀之内憲二
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３０号
千葉県四街道市鹿渡933―267―102、開始決定時の住所千葉県四街道市四街道1474―12―903
破産者　橋口　千敏
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６６８号
神奈川県横浜市泉区新橋町1511番地
破産者　有限会社羽後化学メッキ工業社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６６９号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西３丁目45―２
破産者　藤田　良巳
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６７０号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西４丁目15―５
破産者　藤田　敏美
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７９３号
東京都台東区西浅草２―11―18、住民票上の住所東京都台東区西浅草２丁目27―10　豚八ビル
破産者　高橋　弘幸
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４９９号
東京都千代田区一番町15番地３　一番町ＳＡビル
破産者　株式会社スクリプトアーツ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５１２号
東京都港区北青山３丁目３番７―403号
破産者　ニューシティ・ジャパン・アクイジションズ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５１３号
東京都港区北青山３丁目３番７―403号
破産者　有限会社ニューシティ・コリア
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５９４号
静岡県熱海市泉19番地
破産者　株式会社翠明館
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５９５号
神奈川県藤沢市片瀬山３丁目17―７
破産者　市川　雅巳
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６７８号
東京都杉並区今川３丁目16番９号
破産者　手嶋　淳二
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７９０号
東京都江東区大島６丁目１―５―1206
破産者　熊谷由美子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８９２号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目３―16―306
破産者　高田　彰三
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９０２号
東京都品川区西五反田１丁目25番５号松村ビル３Ｆ
破産者　株式会社プライム・プランニング
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０５２号
北海道千歳市文京１丁目１―４　サーム千歳ドミニオウィング５―325、開始決定時の住所東京都墨田区石原２丁目５―３―504
破産者　田島　敬久
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３３０号
埼玉県川口市芝４丁目２番10号
破産者　株式会社プラスマックス
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５８０号
東京都墨田区菊川３丁目３番２号
破産者　株式会社あんボックスコミュニケーション
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部